

新潟市教職員研修推進委員会設置要綱

1 設 置

新潟市教職員研修事業の円滑な推進を図るため、新潟市教育委員会内に新潟市教職員研修推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 組 織

委員会は、教育委員会事務局の職員をもって組織する。ただし、必要に応じ、これ以外の者を臨時に委員とすることができる。

3 任 務

委員会は、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 新潟市教育委員会が実施する教職員研修の具体的な在り方並びに研修、講習会等の相互の関連及び分担などについて協議を行い、教職員研修の推進に当たる。
- (2) その他、教職員研修に関して委員長が必要と認めた事項。

4 構 成

- (1) 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員若干名をもって構成する。
- (2) 委員長は、担当教育次長を、副委員長は、学校人事課長をもって充てる。
- (3) 委員は、教育総務課長、保健給食課長、地域教育推進課長、学校支援課長、特別支援教育課長及び総合教育センター所長をもって充てる。

5 委員長及び副委員長の職務

委員長は、委員会の事務を総括し、会議を主宰する。副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときはその職務を行う。

6 所管事務に関する報告

委員長は、委員会の協議結果について、その都度教育長に報告するものとする。

7 事務局

- (1) 次に掲げる事項に関する業務を行うため、委員会に事務局を置く。
 - ア 教職員研修の具体的な在り方並びに研修、講習会等の相互の関連及び分担などについての研究協議
 - イ 教職員研修計画の原案作成
- (2) 事務局は、学校人事課研修担当管理主事、教育総務課教育政策室研修担当、学校支援課課長補佐（研修担当）、特別支援教育課課長補佐、地域教育推進課研修担当、保健給食課研修担当、総合教育センター所長補佐（指導担当）をもって充てる。
- (3) 事務局に事務局長と副事務局長からなる幹事会を置き、事務局長は、学校人事課研修担当管理主事を、副事務局長は、教育総務課教育政策室研修担当、学校支援課課長補佐（研修担当）、特別支援教育課課長補佐及び総合教育センター所長補佐（指導担当）をもって充てる。
- (4) 事務局は、委員長の命を受けて事務局長が必要に応じて招集する。

8 その他

- (1) 委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。
- (2) 委員会及び事務局の庶務は、事務局幹事会において処理する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

平成21年4月1日一部改正

平成23年11月4日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成26年7月9日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正